

福祉民生常任委員会会議録

平成22年5月12日

北 見 市 議 会

午前 9時59分 開 議

○(桜田委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(辻 局長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は7名であります。仁部委員は公務のため欠席される旨届け出がありました。

以上であります。

○(桜田委員長) 本日は、最初の委員会でありますので、所管部の理事者の自己紹介の後、各部の所管事項等について配付しておりますレジュメに従い説明を求めることにしておりますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休 憩

午前10時00分 再 開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、市民環境部のうち調整室、戸籍住民課、支所及び出張所の所管事項を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(三田部長) おはようございます。4月1日付で職員の異動がございまして、市民環境部におきましても新しい体制が整ったところでございます。

まず初めに、職員の自己紹介をさせていただきたいと思います。私、市民環境部長の三田悌一です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(大野室長) おはようございます。市民環境部市民活動推進室長の太野富子です。市民環境部次長と調整室長を兼務しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(今田課長) おはようございます。戸籍住民課長の今田厚子です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(三浦主幹) 市民環境部主幹、国民年金担当の三浦幸一です。よろしくお願ひいたします。

○(山下支所長) おはようございます。相内支所長の山下優です。市民環境部主幹を兼務しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(滝口支所長) おはようございます。上常呂出張所長の滝口芳広です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(中 所長) おはようございます。仁頃出張所長の中寛良です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(筑田所長) おはようございます。東相内出張所長、筑田康博です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(加藤副主幹) おはようございます。戸籍住民課副主幹、市民サービスセンター担当、あわせて市民サービスセンター担当係長事務取扱、加藤昭でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○(坂下係長) おはようございます。戸籍住民課庶務担当係長の坂下克博です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(皆川係長) 戸籍住民課戸籍担当係長の皆川縁です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(井上係長) 戸籍住民課窓口担当係長の井上さよと申します。どうぞよろしくお願ひします。

○(杉本係長) おはようございます。戸籍住民課国民年金担当係長の杉本靖と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(松岡係長) おはようございます。相内支所総務担当係長の松岡博文です。どうぞよろしくお願ひします。

○(竹口係長) おはようございます。上常呂出張所総務担当係長、竹口弘一です。どうぞよろしくお願ひします。

○(伊藤係長) おはようございます。仁頃出張所総務担当係長の伊藤博之と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(丸子係長) おはようございます。東相内出張所総務担当係長、丸子英一です。よろしくお願ひします。

○(三田部長) それでは、お手元に配付させていただいております資料に基づき、市民環境部の組織と所管事項につきまして説明をさせていただきます。

委員会資料1ページ、2ページをごらんいただきたいと思います。市民環境部は、部長職1名、次長職2名、課長職14名、副主幹1名、係長職26名、課員51名、再任用2名、総勢97名で構成されております。担当する室、課につきましては、調整室、市民の声をきく課、市民活動課、市民協働推進課、戸籍住民課、相内支所、上常呂出張所、仁頃出張所、東相内出張所、環境課、廃棄物対策課、クリーンライフセンターでございます。また、端野、常呂、留辺蘂自治区の各総合支所の市民環境課と連携をとりながら取り組んでいるところでございます。

次に、市民環境部の分掌事務についてでございますが、委員会資料3ページ上段でございます。

(1)の広報、広聴及び市民相談に関する事項から(12)の廃棄物に関する事項まで都合12項目を担当しております。

続きまして、次長職の事務分担及び室、課等の分掌事務につきましてそれぞれ室長、次長及び課長、主幹から説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○(大野室長) それでは、市民活動推進室長、市民環境部次長、調整室長の事務分担について説明させていただきます。

委員会資料3ページの中ほどでございます。(1)の市民の声をきく課に関することから(8)の市民活動推進室市民協働推進課に関するところ、4ページ上段の調整室に関するところを担当しております。

以上でございます。

○(今田課長) それでは、戸籍住民課所管の分掌事務についてご説明いたします。

資料4ページ下段でございます。(1)、住民基本台帳、戸籍及び印鑑登録に関するところから(6)、火葬場に関するところまででございます。(7)、国

民年金に関するところにつきましては、市民環境部主幹の特命事項となっているところでございます。

また、担当係長の分担事務につきましては、資料7ページ下段から8ページの庶務担当、戸籍担当、窓口担当、市民サービスセンター担当、やすらぎ苑担当でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○(三浦主幹) 市民環境部主幹の分掌事務についてご説明いたします。

ただいま戸籍住民課長から説明がありましたとおり、資料4ページ下段、(1)、国民年金に関するところでございます。

また、担当係長の分担事務につきましては、資料8ページ、中段の国民年金担当でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○(山下支所長) 次に、相内支所、上常呂出張所、仁頃出張所、東相内出張所の4支所・出張所が所管いたします事務分担についてご説明をさせていただきます。

委員会資料5ページ下段、相内支所の欄をごらんください。(1)、住民基本台帳、戸籍及び印鑑登録に関するところから(5)、前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めたことまででございます。このほかに下の段にございます3出張所に共通する事務分掌につきましては、(1)、住民基本台帳、戸籍及び印鑑登録に関するところから(4)、前3号に定めるもののほか、市長が必要と認めたことまででございます。

以上でございます。

○(大野室長) それでは、私から主な取り組みについて説明をさせていただきます。

平成19年度から着手しております相内地域の公共施設複合化事業についてでございますが、相内支所、児童館、図書館分室、保育園、高齢者福祉会館、相内生活改善センターの6施設が完成し、本年度の駐

車場兼多目的スペースの整備を持って本事業が終了するところでございます。

以上でございます。

○(桜田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) なければ、以上で調整室、戸籍住民課、支所及び出張所の所管事項を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時11分 再開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民環境部のうち市民の声をきく課、市民活動課及び市民協働推進課の所管事項を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(三田部長) それでは、職員を入れかえまして、市民環境部の所管事項につきまして説明をさせていただきます。

まず、関係職員の自己紹介をさせていただきます。

○(横山課長) おはようございます。市民の声をきく課課長、横山典己と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○(秋保主幹) おはようございます。市民環境部主幹、消費生活担当の秋保敏宏と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○(近藤課長) おはようございます。市民活動課長の近藤和雄です。どうぞよろしくお願いたします。

○(成田課長) おはようございます。市民活動推進室市民協働推進課長の成田潤一です。どうぞよろしくお願いたします。

○(土井係長) 市民の声をきく課広報担当係長の土井伸行です。どうぞよろしくお願いたします。

○(今 係長) おはようございます。市民の声をきく課市民相談担当の今真由美です。どうぞよろしく

お願いたします。

○(和田係長) おはようございます。市民の声をきく課市民相談担当係長の和田啓志です。どうぞよろしくお願いたします。

○(佐野係長) おはようございます。市民活動課市民活動担当係長の佐野祐一郎です。どうぞよろしくお願いたします。

○(大谷係長) おはようございます。市民活動課男女共同参画担当係長の大谷英夫です。どうぞよろしくお願いたします。

○(岡田係長) おはようございます。市民活動課交通安全担当係長の岡田秀雄です。よろしくお願いたします。

○(井上係長) おはようございます。市民活動課国際交流担当係長の井上智之です。どうぞよろしくお願いたします。

○(高谷係長) おはようございます。市民協働推進課市民協働推進担当係長、高谷ひかるです。どうぞよろしくお願いたします。

○(三田部長) 続きまして、各課等の分掌事務につきまして担当課長、主幹から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

○(横山課長) それでは、市民の声をきく課所管の分掌事務についてご説明申し上げます。

お手元の委員会資料4ページの上段でございますが、(1)、広報、広聴に関することから(6)、部内の調整及び庶務に関するところまでとなっているところでございます。なお、(3)、消費生活に関することから(5)、消費生活審議会に関するところまでにつきましては、市民環境部主幹の特命事項となっているところでございます。

また、担当係長の分担事務につきましては、資料6ページになりますが、上段にあります広報担当と市民相談担当でございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○(秋保主幹) それでは、消費生活担当主幹所管

の分掌事務についてご説明いたします。

資料4ページ上段でございます。市民の声をきく課所管の事務分掌のうち(1)、消費生活に関することから(3)、消費生活審議会に関することまでとなっているところでございます。

また、担当の分担事務につきましては、資料6ページ中段の消費生活担当でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○(近藤課長) それでは、市民活動課所管の分掌事務についてご説明いたします。

資料では、4ページ中段でございます。(1)の市民活動に関することから(7)の国際交流に関することまででございます。

また、担当係長の分担事務につきましては、資料6ページ下段の市民活動担当から7ページ中段の国際交流担当まででございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○(成田課長) 次に、市民協働推進課所管の事務分掌についてご説明いたします。

委員会資料4ページ中ほどですが、地域コミュニティの活性化に関することから市民協働の意識の啓発に関することまでとなっております。

また、担当係長の事務分担は、資料7ページの市民協働推進担当にかかわる部分7項目です。

以上です。

○(大野室長) 次に、私から主な取り組みと課題について説明させていただきます。

初めに、北見市のホームページについてですが、IT推進室が所管する行政情報システム整備事業において市ホームページに係る庁内サーバー機の更新に伴い、より見やすく、活用しやすいホームページとなるよう現在運用面について内部協議並びに作業を進めているところでございます。

次に、北見市では昨年12月21日に市、市民、地域活動団体、事業者などがそれぞれの役割を担い、犯

罪や交通事故の防止に取り組んでいくことによって、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的として、北見市犯罪及び交通事故のない安全な地域づくり条例を施行したところです。この条例では、市は安全な地域づくりを総合的かつ円滑に推進するために北見市安全安心の地域づくり推進協議会を置き、安全・安心な地域づくりに向けた施策を策定するときにはこの協議会の意見を聞き、実施に当たっては協議会の意見を積極的に反映することとなっております。市では、従前から防犯、暴迫、交通安全活動に対する支援を行ってきたところですが、現在北見市では町内会や自治会レベルで、また学校区単位での地域パトロールが実施されるなど防犯や交通安全に対する地域活動が活発化してきているという現状もございます。こうした活動の輪をつなげ、広げていくことが地域の安全・安心をつくっていくものと考えます。こうしたことから、各団体や機関が個別に展開している地域での安全活動を連携させ、活動の活性化を図るための推進体制となる協議会の設置に向けて事務を進めているところです。

以上でございます。

○(桜田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) なければ、以上で市民の声をきく課、市民活動課及び市民協働推進課の所管事項を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民環境部のうち環境課、廃棄物対策課及びクリーンライフセンターの所管事項を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（三田部長） それでは、市民環境部の所管事項につきまして説明をさせていただきます。

まず、関係職員の自己紹介をさせていただきます。

○（山本次長） おはようございます。市民環境部次長の山本秀俊でございます。よろしくお願いいたします。

○（松崎課長） おはようございます。環境課長の松崎健一です。どうぞよろしくお願いいたします。

○（岩谷課長） おはようございます。廃棄物対策課長の岩谷秀則です。よろしくお願いいたします。

○（鷲 主幹） おはようございます。市民環境部主幹、啓発担当、鷲文和でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（今 所長） おはようございます。クリーンライフセンター所長の今豊明です。よろしくお願いいたします。

○（後藤係長） おはようございます。環境課の生活担当係長の後藤康治と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○（半田係長） おはようございます。環境課環境保全担当係長の半田弘治です。どうぞよろしくお願いいたします。

○（大江係長） おはようございます。廃棄物対策課計画担当係長の大江良一です。どうぞよろしくお願いいたします。

○（斉藤係長） おはようございます。廃棄物対策課減量推進担当係長の斉藤秀広と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○（小林係長） おはようございます。廃棄物対策課啓発担当係長、小林勉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○（神野係長） おはようございます。廃棄物対策課のスクラムミックス担当係長、神野です。どうぞよろしくお願いいたします。

○（野口係長） おはようございます。クリーンライフセンター庶務担当係長の野口晴男と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○（長谷川係長） おはようございます。クリーンライフセンター施設管理担当係長の長谷川英則です。どうぞよろしくお願いいたします。

○（三田部長） 私から、クリーンライフセンターの再利用担当係長、中瀬裕幸はきょう病気のため欠席しておりますことをご了解いただきたいと思います。

続きまして、次長職の事務分担及び課等の分掌事務につきましてそれぞれ次長及び課長、主幹から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○（山本次長） それでは、市民環境部次長の事務分担についてご説明いたします。

委員会資料3ページ下段でございます。（１）、環境課に関すること、（２）、廃棄物対策課に関すること、（３）、クリーンライフセンターに関することでございます。

以上でございます。

○（松崎課長） それでは、環境課所管の分掌事務についてご説明させていただきます。

委員会資料4ページの下段でございます。（１）、環境衛生意識の啓発及び指導に関することから5ページ上段、（８）、環境保全の企画調整に関することまででございます。

また、担当係長の分担事務につきましては、資料8ページ下段、生活環境担当から9ページ上段の環境保全担当まででございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○（岩谷課長） 廃棄物対策課所管の分掌事務につきましてご説明いたします。

資料5ページ上段でございます。（１）、一般廃棄物処理にかかわる計画に関することから（８）、し尿の収集運搬及び処理に関することでございます。

また、担当係長の分担事務につきましては、資料9ページ上段の計画担当からスクラムミックス担当まででございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（鷲 主幹） それでは、廃棄物対策課所管の分掌事務のうち主幹、啓発担当の事務分掌につきましてご説明申し上げます。

資料5 ページの中段でございます。主幹、啓発担当でございますが、（１）、一般廃棄物にかかわる周知、啓発及び指導に関すること、（２）、廃棄物の不法投棄の防止及び指導に関することでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○（今 所長） それでは、クリーンライフセンター所管の分掌事務につきまして説明させていただきます。

資料5 ページ中段でございます。（１）、廃棄物の処理に関することから（４）、粗大ごみ等の収集及び運搬に関するところまでとなっております。

また、担当係長の分掌事務につきましては、資料9 ページ下段の庶務担当から再利用担当までですので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○（山本次長） それでは、私から主な課題についてご説明させていただきます。

昨年9月1日に発生したクリーンライフセンター、リサイクルプラザの火災事故についてですが、当施設は市民生活に直結する施設でありますことから、早期復旧に向けて鋭意作業を進めているところであります。今後の施設復旧につきましては、火災を教訓にし、クリーンライフセンター（リサイクルプラザ）復旧対策調査委員会を取りまとめた再発防止のための安全対策に基づき改善を実践し、ごみの適正処理に努めてまいりたいと考えております。

復旧の概要、今後のスケジュール等につきましては、この後の常任委員会においてご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で市民環境部の

所管事項を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民環境部からの報告を議題といたします。理事者の説明を求めます。

○（三田部長） それでは次に、クリーンライフセンター、リサイクルプラザの火災復旧について、これまで当委員会に発生原因、経過等を報告させていただいてきたところでございますけれども、このたび復旧概要について考え方をまとめましたので、当委員会資料に基づき担当所長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○（今 所長） それでは、私からクリーンライフセンターにて昨年発生いたしました火災の復旧につきまして、お手元の委員会資料により説明させていただきます。

資料10ページをごらんください。火災から鎮火までの経過ですが、平成21年9月1日13時56分に燃やさないごみを処理するリサイクルプラザ内の1次、2次破碎機室で爆発音とともに火災が発生いたしました。直ちに現場囑託職員及びクリーンライフセンター職員による初期消火活動が開始されましたが、火の勢いが強く、14時4分に消防に出動を要請し、14時13分に消防隊が到着、消火活動が開始され、18時10分に鎮火が確認されたところでございます。

次に、現場検証による北見地区消防組合消防本部と北見警察署からの報告内容ですが、出火場所はリサイクルプラザに設置されております燃やさないごみの2次破碎機内、出火原因といたしましては可燃性ガスにごみ破碎時の火花が引火したものの、焼損面積につきましては1,500平方メートル、事件性は認められないというものでございました。

次に、火災原因についてでございますが、本火災

はリサイクルプラザに搬入された燃やさないごみの処理工程において、適正な分別がなされずに混入していた可燃性ガスまたは可燃性の液体が残留していた容器を2次破砕機で破砕した際に、可燃性ガスまたは液体が漏えいし、破砕時に発生した火花が引火。その後燃焼物がゴム製の搬送コンベヤーを伝わり、機械選別機室へ延焼拡大したものと推定されます。

資料11ページをごらんください。火災発生後の経過についてですが、昨年9月8日に当委員会に現場視察をしていただき、各委員から安全対策等についてのご意見をいただいたところです。9月9日には、今後の再発防止及び施設復旧に向けた安全対策を調査、検討するため、市民環境部内に部次長を委員長といたしますクリーンライフセンター（リサイクルプラザ）復旧対策調査委員会を設置し、その後報告書作成までに10回の会議を開催したところでございます。11月18日には、当委員会に火災発生から鎮火までの時系列での経過報告と出火原因について、現場検証による北見消防署の見解を報告し、12月24日には被害状況などについて報告をさせていただいたところでございます。また、ことし2月にクリーンライフセンター（リサイクルプラザ）復旧対策調査委員会にて北見市クリーンライフセンターの火災に関する報告をまとめ、2月26日に当委員会に報告をさせていただきました。

次に、リサイクルプラザの復旧についてでございますが、まず復旧の概要についてでございます。北見市クリーンライフセンター（リサイクルプラザ）復旧対策委員会でもとめました報告書の安全対策に基づき各種センサーや感知装置及び散水装置の強化を図ってまいりたいと考えております。また、建物につきましては、延焼の激しい2階より上部の第2節鉄骨、屋上屋根、外装パネル等を撤去し、原状復旧するとともに、機械設備につきましても被害状況に応じて更新、整備、清掃等を行い原状復帰を図ってまいりたいと考えております。

また、発注方法につきましては、機械設備と建築

部門を分離し、発注したいと考えております。

資料12ページをごらんください。今後のスケジュールでございますが、今月開催が予定されております臨時議会に補正予算として提案し、議決をいただきたいと考えております。議決をいただいた後、起工、入札、仮契約を行い、直近の議会に契約に係る提案、議決をいただき、7月に工事に着手し、来年3月完了、4月施設の稼働を予定しております。

なお、資料13ページには、火災発生のお示しした平面図を添付してございます。

私からは以上でございます。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（合田委員） 事前に質問内容を報告していなくて申しわけないのですが、私も資料を読ませていただいて、捨てる人はちょっとした気持ちだと思っておりますけれども、その結果、10億円という費用がかかる復旧をしなければいけないということで、本当に大変なことだと感じております。それで、いろいろと改善策を練られてこられたわけですが、市民に周知徹底するために具体的にどのような方法を考えておられるのかというのをお聞きしたいと思います。

○（岩谷課長） 合田委員の市民への周知の徹底ということでございますけれども、ごみを排出する際のルールというものにつきましては、排出者である市民並びに事業者というものが具体的にわかりやすい啓発というのを常にしていかなければならないものだと考えております。この事故後いろいろな取り組みをしていますけれども、具体的な取り組みとしましては、分別されていないごみへの警告シールの添付ですとか、ごみステーションの周知文書の掲示ですとか、町内会、団体等の回覧、説明会の開催等を実施しております。また、広報の活用、市ホームページの掲載、独身者世帯の多いアパート、マンション等へのチラシの個別配布等これまでの取り組みについても、今後一層徹底していきたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○（合田委員） 私も自治連の環境部で研修会等担当してまいりましたけれども、やはり各種団体に現物を持って行って、燃えないごみにこういうものが入っていると言う、そういうことを繰り返す年に1回でもやっていくことが大切だと思っているのです。自治連を柱とした町内会単位とか、企業とか老人クラブとかいろいろな場所で。紙ですと、やはり何か通り過ぎていく部分がありますので、今復旧作業をやってこれだけのお金がかかるという作業をしているわけですから、市民啓発する意味ですごくいい機会だと思うので、徹底してこういうカリキュラムできちんとした研修を、目に見える形で各団体とか、いろいろところで短時間でもいいからやってくださいというように、それも期間は1年とかではなくて3年ぐらいとか徹底してやる。実際、ペーパーで啓発してもまだ入っているという状況が続いているわけですから、この数が本当になくなるぐらいきちんと市民のモラルを向上させていかなければいけないのではないかと感じておりまして、具体策をきめ細かくお願いしたいと思っております。

○（山本次長） 今合田委員からいろいろご意見がございましたとおり、私どもでは直接市民の方にお会いして、分別を徹底していただきたいということで、例えば出前講座というものを設けまして、町内会単位で団体がまとまったところにお伺いして、ごみの分別について徹底を図っていただくようお願いをしている。また、学生の入学、卒業、そういった時期については大学にもお邪魔いたしまして、学生にも分別の徹底をお願いするような、そういったことも図っております。また、今回の火災の原因が燃やさないごみの中に可燃性液体等が入っていたと。そういったことが火災の原因と言われておりますので、そのことについては今回の分別の仕方を変更しまして、今まで燃料の入った容器、アルコール等の容器については空のものを燃やさないごみとして出

していただいたのですが、これからは危険物として燃やさないごみに入れないように変更して、10月1日から周知徹底させていただいているところでございます。

以上でございます。

○（浦西委員） 周知徹底の取り組みということで、こういうことをやっているということでお話がありました。10月1日から今ご紹介のあった出前講座というものもやられていると思うのですが、実際に市がそういう取り組みをしてどれだけの団体や町内会からぜひ来てほしいというお話があったのか、やはりそういった講座を用意しても実際に申し込みがなければ何も意味ないわけで、まずその辺のところの実績を聞きたいです。

○（桜田委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の説明を求めます。

○（三田部長） 浦西委員からの出前講座の実績の質問でございますけれども、今手元に資料がございませんので、後刻報告したいと思いますけれども、また成果というような、そういうお話でございました。先ほど次長からも話がありましたけれども、ことし実は分別のチラシをつくる予定でおりますけれども、その際にも私たちが行政側でつくるのではなくて、本当に利用する方が使い勝手がいいのか、見やすいのかを実際に使っている家庭の主婦だとか、そういう方の目線でつくるようにという話は今内部でしております。そういう意味でできる限り行政目線でなくて、実際ごみを出す方の目線ということで取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で市民環境部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総合支所市民環境課及び温根湯温泉支所の所管事項を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（藤田総合支所長） おはようございます。それでは、総合支所市民環境課の所管事項に入ります前に、座席順に従いまして、3総合支所の職員の自己紹介をさせていただきます。

私、端野総合支所長の藤田正輝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○（白石総合支所長） おはようございます。常呂総合支所長の白石伸通でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（堀内総合支所長） おはようございます。留辺蘂総合支所長の堀内博美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（原田総合支所次長） 端野総合支所次長の原田仁臣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（吉田総合支所次長） おはようございます。常呂総合支所次長の吉田聡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（角丸総合支所次長） おはようございます。留辺蘂総合支所次長の角丸正一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（高橋課長） おはようございます。端野総合支所市民環境課長の高橋政之でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（三嶋課長） おはようございます。常呂総合支所市民環境課長、三嶋龍彦でございます。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○（志賀課長） おはようございます。留辺蘂総合支所市民環境課長の志賀亮司でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（川越支所長） おはようございます。留辺蘂総合支所温根湯温泉支所長の川越輝夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（北村係長） おはようございます。端野総合支所市民環境課市民活動担当係長の北村浩一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○（川島係長） おはようございます。端野総合支所市民環境課戸籍住民担当係長の川島佳子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（井筒係長） おはようございます。端野総合支所市民環境課環境衛生担当係長の井筒通と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○（竜滝係長） おはようございます。常呂総合支所市民環境課市民活動担当係長の竜滝守と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○（清水係長） おはようございます。常呂総合支所市民環境課戸籍住民担当係長、清水久恵と申します。よろしく申し上げます。

○（吉竹係長） おはようございます。常呂総合支所市民環境課環境衛生担当係長、吉竹雅幸です。どうぞよろしくお願いいたします。

○（下屋係長） おはようございます。留辺蘂総合支所市民環境課市民活動担当係長の下屋勝です。よろしく申し上げます。

○（中塚係長） おはようございます。留辺蘂総合支所市民環境課戸籍住民担当係長の中塚美也子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○（海鉾係長） おはようございます。留辺蘂総合支所温根湯温泉支所総務担当係長、海鉾之浩でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（堀内総合支所長） 補足説明をさせていただく前に、留辺蘂総合支所の市民環境課環境衛生担当係長の長尾肇裕につきましては本日病気のため欠席さ

せていただいておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上でございます。

○（藤田総合支所長） 端野総合支所の組織機構でございますけれども、委員会資料の端野総合支所の資料1ページ、組織機構図をごらん願ひたいと思ひます。端野総合支所は、総務課から建設課までの5課で構成されておりました、総員は45名となっております。

端野総合支所市民環境課の組織機構及び所管をいたします分掌事務につきましては、市民環境課長よりご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○（高橋課長） それでは、委員会資料に基づき端野総合支所市民環境課の組織機構及び分掌事務につきましてご説明させていただきます。

委員会資料1ページに組織機構図を記載させていただいておりますが、端野総合支所市民環境課は課長職1名、係長職3名、課員3名の7名体制でございます。

次に、委員会資料2ページに事務分掌表を記載させていただきますが、(1)、広報、広聴にすることから(21)、その他市民環境にすることとなっております。

次に、委員会資料3ページの事務分掌表でございますが、端野総合支所市民環境課は市民活動、戸籍住民、環境衛生担当の3係で、合計21項目にわたる事務を所管しております。

端野総合支所市民環境課の組織機構及び分掌事務の概要は以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○（白石総合支所長） 常呂総合支所にかかわりませうご説明を申し上げます。

資料1ページになるわけでございます。常呂総合支所の組織機構でございますが、常呂総合支所は総務課から建設課まで5課で構成しており、職員の総数につきましては47名でございます。

それでは、常呂総合支所市民環境課の組織機構及び所管をいたします分掌事務につきまして市民環境課長よりご説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○（三嶋課長） それでは、委員会資料に基づきまして常呂総合支所市民環境課の組織機構及び分掌事務につきましてご説明させていただきます。

資料1ページでございますが、組織機構を記載させていただいておりますけれども、市民環境課は課長職1名、係長職3名、課員4名の8名体制でございます。

次に、2ページの事務分掌でございますが、(1)、広報、広聴にすることから個別事項、(5)の日吉出張所にすることまでとなっております、3ページの事務分掌でございますが、市民環境課は市民活動、戸籍住民、環境衛生担当の3係で、合計26項目にわたる事務を所管してございます。

常呂総合支所市民環境課の組織機構及び分掌事務の概要は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○（堀内総合支所長） それでは、留辺蘂総合支所に関する委員会資料をお開きいただきたいと存じます。

留辺蘂総合支所の組織機構でございますが、留辺蘂総合支所は総務課から建設課までの5課と温根湯温泉支所及び養護老人ホームの静楽園で構成されておりました、総員は65名となっております。

それでは、留辺蘂総合支所市民環境課及び温根湯温泉支所の組織機構及び所管をいたします分掌事務につきまして市民環境課長並びに温根湯温泉支所長からご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○（志賀課長） それでは、委員会資料に基づきまして留辺蘂総合支所市民環境課の組織機構及び分掌事務につきましてご説明させていただきます。

委員会資料1ページに組織機構図を記載してございますが、留辺蘂総合支所市民環境課は課長職1名、

係長職3名、課員3名の7名体制でございます。

次に、委員会資料2ページに事務分掌を記載してございますが、(1)の広報、広聴に関することから(21)のその他市民環境に関することなどの共通事務21項目と留辺蘂総合支所市民環境課の個別事項といたしまして、瑞穂出張所に関することの合計22項目となっております。

次に、委員会資料3ページには、市民環境課の市民活動、戸籍住民、環境衛生の担当事務分掌を記載してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○(川越支所長) 次に、留辺蘂総合支所温根湯温泉支所の組織機構及び分掌事務についてご説明をさせていただきます。

委員会資料は、1ページ下段に記載をしております。温根湯温泉支所は、課長職1名、係長職1名、課員1名の3名体制でございます。

次に、委員会資料2ページに分掌事務を記載しております。住民基本台帳、戸籍及び印鑑登録に関することを初め、記載の7項目となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○(桜田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) なければ、以上で総合支所市民環境課及び温根湯温泉支所の所管事項を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時55分 再開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部のうち社会福祉課、介護福祉課及び保護課の所管事項を議題といたします。理事者の説明を求めます。

○(谷口部長) おはようございます。それでは、保健福祉部の職員の自己紹介をまずさせていただきますと思います。

まず初めに、社会福祉課及び介護福祉課、保護課にかかわります関係職員の自己紹介をさせていただきます。

なお、本日は社会福祉課障がい相談担当の宮部真由美係長は身内の不幸がございまして、欠席いたしておりますことをお許しいただきたいと思ひます。

それでは、改めまして私、保健福祉部長の谷口清でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○(八谷次長) 保健福祉部次長の八谷誠一です。どうぞよろしくお願いたします。

○(梅田課長) 社会福祉課長の梅田雅裕です。どうぞよろしくお願いたします。

○(大栄課長) 介護福祉課長の大栄一裕です。どうぞよろしくお願いたします。

○(宇田川課長) 保護課長の宇田川政治です。どうぞよろしくお願いたします。

○(長尾副主幹) 介護福祉課介護保険推進担当副主幹、長尾智美です。あわせて介護予防担当係長事務取扱を兼務してございます。どうぞよろしくお願いたします。

○(武田係長) 社会福祉課庶務担当係長の武田雅弘と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○(森谷係長) 社会福祉課計画担当係長の森谷幹生です。どうぞよろしくお願いたします。

○(高木係長) 社会福祉課障がい福祉担当係長の高木美代子です。どうぞよろしくお願いたします。

○(遠藤係長) 介護福祉課庶務担当係長、遠藤昌昭です。どうぞよろしくお願いたします。

○(鈴木係長) 介護福祉課計画・指導担当係長の鈴木雅貴です。どうぞよろしくお願いたします。

○(高桑係長) 介護福祉課賦課担当係長の高桑扶佐子です。よろしくお願いたします。

○(駒井係長) 介護福祉課給付担当係長の駒井弘幸です。どうぞよろしくお願いたします。

○（畑中係長） 介護福祉課相談介護認定担当係長の畑中弘美です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（佐藤係長） 介護福祉課サービス担当係長の佐藤之隆です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（安井係長） 保護課経理担当係長の安井留美代です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（藤田係長） 保護課面接相談担当係長の藤田龍二です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（三浦係長） 保護課保護第1担当係長の三浦亨です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（松田係長） 保護課保護第2担当係長の松田祐介です。よろしくお願ひいたします。

○（嘉村係長） 保護課保護第3担当係長、嘉村準市といいます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（谷口部長） それでは、私から保健福祉部の全体の組織機構につきまして、お手元の委員会資料に基づきご説明をさせていただきたいと思ひます。

委員会資料は、まず1ページから3ページの組織機構図をごらんいただきたいと思ひます。保健福祉部は、2室、2診療所、7課からの組織となっておりますほか、保健福祉部に健康推進、子育て推進、自治区保育担当として3名の主幹を配置してございます。部全体では、資料1ページ左側、上段の四角の枠の内でございますけれども、部長職1名、参事職としての医師1名、次長職3名、課長職11名、課長補佐職1名、係長職39名、課員が162名の合わせまして218名の職員体制となっているものでございます。

続きまして、保健福祉部の所管いたします分掌事務につきましては資料4ページ上段に記載しております（1）、社会福祉に関する事項から（6）の次世代育成に関する事項までの6項目の内容となっているものでございます。

引き続きまして、次長の所管いたします事務分担任、さらには各担当課の分掌事務につきましてはそれぞれ次長、課長より、また懸案事項等につきましては次長からそれぞれ説明をいたさせますので、よろし

くお願ひを申し上げたいと思ひます。

○（八谷次長） それでは、保健福祉部次長の担任いたしております事務につきまして、お手元の委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料4ページ、保健福祉部次長職の事務分担任をごらんいただきたいと存じます。2つ目の丸印になりますが、（1）から（4）までの4つの事務といたしまして保健福祉部の総括に関する事、社会福祉課に関する事、保護課に関する事、介護福祉課に関する事を所管しております。

以上でございます。

○（梅田課長） それでは、委員会資料5ページをごらんください。社会福祉課の事務分担任でございますが、（1）、社会福祉に係る計画推進に関する事から（17）、部内の調整及び庶務に関する事まででございます。

また、8ページをごらんください。担当係長の分担任事務につきましては、上段、庶務担当から次の9ページ中段、障がい相談担当まででございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○（大栄課長） 委員会資料5ページをごらんください。介護福祉課の事務分担任でございますが、高齢者の保健及び福祉に関する計画推進に関する事から（5）、高齢者福祉サービスに関する事までです。

また、介護保険推進担当副主幹及び担当係長の事務分担任につきましては、資料9ページ下段、副主幹から次のページ、10ページの介護予防担当まででございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○（宇田川課長） 恐れ入ります。同じく5ページをごらんいただきたいと存じます。保護課の事務分担任でございますが、（1）、生活保護法による保護費の給付に関する事から（4）、行旅病人及び行旅死亡人に関する事まででございます。

また、担当係長の分担任事務につきましては、10ページでございます。恐れ入ります。下段になります

が、経理担当から保護第1、第2、第3担当まででございます。

以上でございます。

○（八谷次長） 引き続きまして、私の担任する事務におきます主な課題などについてでございますが、社会福祉課では、1つ目といたしまして北見市地域福祉計画の策定についてであります。平成22年度をもって第1期計画、平成18年度から平成22年度が満了しますことから、第2期計画、平成23年度から平成27年度の策定に向け昨年度から策定作業を進めていますが、本年4月12日から5月28日まで全市15カ所で住民懇談会を実施し、地域福祉のあり方について市民の皆さんからご意見をお伺いし、地域福祉計画に反映させるべく取り組んでいるところでございます。

2つ目といたしまして、北見市総合福祉会館の大規模改修についてでございますが、老人福祉センター及び身体障がい者福祉センターの機能を持つ複合施設として昭和56年に建築され、築28年が経過し、老朽化に伴う安全性や利便性を考慮し、昨年度施設の老朽度等の調査を実施いたしました。今年度は、改修工事に係る実施設計を行い、来年度に工事の施工を予定していますが、工事期間については利用者の利便性を強いることのないよう関係者と協議してまいりたいと存じます。

次に、介護福祉課ではグループホーム等の入所施設の防火体制についてであります。平成18年1月の長崎県でのグループホーム火災を契機に消防法が改正され、防火管理体制が見直されています。改正を受け、平成20年度からスプリンクラー整備事業が国の交付金対象事業として取り扱うこととなり、北見市内30カ所のグループホームのうち開設時に整備済み及び道交付金を活用し、既に18カ所の施設でスプリンクラーの整備が完了しています。今年度も4施設で交付金の申請準備を予定しております。面積基準がありまして、設置義務のない施設もありますが、本年3月に発生した札幌市のグループホーム火

災を契機に北海道は建設設置義務のない施設にも交付金で整備できるよう国に要望しております。また、北見市では本年4月に北見地区消防組合消防本部とともにグループホームの関係者の参加を得て防火安全対策研修会を実施し、防火意識の高揚に努めているところでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で社会福祉課、介護福祉課及び保護課の所管事項を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時07分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部のうち国保医療課、健康推進課及び市立診療所の所管事項を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（谷口部長） 引き続きまして、国保医療課、健康推進課、市立診療所、上ところ診療所にかかわりますそれぞれ関係職員の自己紹介をさせていただきます。

なお、本日は保健福祉部参事で上ところ診療所長の森真人医師につきましては公務の都合によりまして欠席しておりますので、お許しをいただきたいと思います。

○（藤澤次長） 保健福祉部次長の藤澤和弘でございます。あわせて地域医療対策室次長も兼ねてございます。どうぞよろしく願いいたします。

○（高畑課長） 国保医療課長の高畑俊弘でございます。よろしく願いいたします。

○（津幡課長） 健康推進課長の津幡嘉昭でございます。あわせて市立診療所、上ところ診療所事務長並びに地域医療対策室主幹を兼ねてございます。ど

うぞよろしくお願ひいたします。

○（小野寺主幹） 保健福祉部主幹の小野寺範子です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（大西係長） 国保医療課庶務担当係長の大西寿彦です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（田口係長） 国保医療課賦課担当係長の田口剛士です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（木村係長） 国保医療課後期高齢者医療担当係長の木村繁です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（佐々木係長） 国保医療課医療助成担当係長の佐々木直也です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（黒岡係長） 国保医療課特定健診担当係長の黒岡香理です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（馬場係長） 健康推進課管理担当係長の馬場昭雄です。よろしくお願ひいたします。

○（志賀係長） 健康推進課母子保健担当係長の志賀幸江です。よろしくお願ひいたします。

○（椎名係長） 健康推進課成人保健担当係長の椎名真理です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（山本係長） 健康推進課栄養指導担当係長の山本美紀です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（谷口部長） 引き続きまして、次長及び参事の所管いたします事務分担、さらには各担当課の分掌事務につきましてそれぞれ次長、課長より、また懸案事項等につきましては次長から説明をいたさせますので、よろしくお願ひを申し上げます。

なお、本日欠席となつてございます参事職で医師職の森医師の担任事務につきましては、上ところ診療所における患者の診察に関することとなつてございます。

○（藤澤次長） 次長として私が担任いたしております事務につきまして、委員会資料4ページ、保健福祉部次長職の事務分担をごらんいただきたいと思います。（1）といたしましては国保医療課に関すること、（2）が健康推進課に関すること、（3）といたしまして市立診療所に関すること、（4）といたしまして上ところ診療所に関することを所管し

ております。

以上でございます。

○（高畑課長） それでは、国保医療課の分掌事務でございますが、委員会資料5ページをごらんください。（1）、国民健康保険事業に関することから（6）、乳幼児等及び重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関することまででございます。

次に、各担当の分担事務につきましては、資料11ページをごらんください。庶務担当から特定健診担当まで5担当においてそれぞれ記載の事務を担当しております。よろしくお願ひいたします。

○（津幡課長） それでは、委員会資料6ページをごらんください。健康推進課の事務分掌でございますが、（1）、健康づくり計画に関することから（10）、その他保険に関することまでの都合10件の事務についてでございますが、担当係長の事務分担につきましては資料11ページ、管理担当から12ページ、母子保健担当まででございます。

次に、資料7ページをごらんください。下段となりますが、市立診療所の事務分掌でございますが、（1）、患者の診療及び医療事務等に関すること、（2）、診療所の運営、維持及び管理に関すること、（3）、その他市長が必要と認めたことについてでございます。

次に、上ところ診療所の事務分掌でございますが、市立診療所の所掌と同じになってございます。

以上、健康推進課並びに市立診療所、上ところ診療所所管に関する事務分掌でございます。

○（藤澤次長） 続きまして、私が担任いたします事務におきましての主な課題等についてでございますが、初めに国保医療課につきましては国民健康保険についてでございます。医療の高度化や急速な高齢化の進展に伴い、医療費の増加傾向が続く中、国保の構造的な問題として被保険者の多くが高齢者や所得の少ない方の加入割合が高く、運営の安定化が大きな課題とされてございます。このことから、国

保財政の基盤安定のため国庫負担割合の引き上げ等による財源措置の拡充を要請するとともに、国の責任において給付の平等、負担の軽減を図り、安定的で持続可能な制度を構築するため、国を保険者とする医療保険制度の一本化を引き続き要請してまいりたいと考えてございます。

次に、後期高齢者医療制度についてでございますが、現在の制度は平成25年3月で廃止され、平成25年4月から新たな高齢者医療制度に移行することが予定されてございます。新たな制度のあり方につきましては、厚生労働大臣が主催する高齢者医療制度改革会議において検討されておりますが、現在検討されている案では75歳以上の後期高齢者を含む原則65歳以上の高齢者を国保加入とし、負担の割合、国保の負担を抑えるため財政運営の仕組みは高齢者と現役世代を区分し、65歳以上の高齢者の財政運営を都道府県単位で行う案が有力視されているところでございます。新たな制度の概要がわかり次第、加入者への丁寧な制度の周知、広報、さらには新制度に対応するシステム及び実施体制の準備に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、健康推進課におきましては、がんの検診についてでございます。当市におきましては、がん検診の受診率が国・道と比較して低いことから、積極的に受診勧奨に努める必要がございます。受診勧奨に向けた取り組みについては、職場や各種行事での検診の受診の啓発を行うとともに、市民の皆様へに広報などでがんに関する知識の周知に努めるとともに、民間企業とのタイアップによる啓発活動を行って、受診率のアップにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で国保医療課、健康推進課及び市立診療所の所管事項を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部のうち調整室、子ども支援課及び保育課の所管事項を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（谷口部長） 引き続きまして、調整室、子育て推進室、子ども支援課、保育課にかかわりますそれぞれ関係職員の自己紹介をさせていただきます。

なお、本日は小泉水育て相談センター担当係長の金田恵子は公務の都合によりまして欠席しておりますので、お許しをいただきたいと思います。

○（島田室長） 子育て支援推進室長の島田英夫でございます。あわせて調整室長を兼務してございます。どうぞよろしくお願いたします。

○（赤間課長） 子ども支援課長の赤間修一です。どうぞよろしくお願いたします。

○（佐藤主幹） 子育て支援推進室主幹、子育て推進担当、あわせてまして端野自治区保育担当を兼務しております佐藤真理子でございます。よろしくお願いたします。

○（三樹課長） 保育課長の三樹清一でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○（表 主幹） 子育て支援推進室常呂自治区保育担当主幹、表政治でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○（市川主幹） 子育て支援推進室留辺薬自治区保育担当主幹、市川恵子です。あわせてさかえ保育園及び温根湯温泉保育園園長並びに大和保育所所長を兼任してございます。どうぞよろしくお願いたします。

○（中原係長） 子ども支援課庶務支援担当係長の中原一人です。どうぞよろしくお願いたします。

○（大貫係長） 子ども支援課相談担当係長の大貫

幸代です。どうぞよろしく願いいたします。

○（江頭係長） 子ども支援課相談担当係長の江頭真由美でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○（山口園長） 子ども支援課子ども発達支援センター園長の山口ゆみ子です。どうぞよろしく願いいたします。

○（帰山係長） 保育課保育担当係長の帰山哲です。どうぞよろしく願いいたします。

○（中野園長） 同じく保育課中央保育園園長、中野千恵子です。どうぞよろしく願いいたします。

○（吉原園長） 保育課西保育園園長の吉原とし子です。どうぞよろしく願いいたします。

○（赤川園長） 保育課東保育園園長、赤川恵子です。どうぞよろしく願いいたします。

○（西本園長） 保育課南保育園園長の西本弥生です。どうぞよろしく願いいたします。

○（川合園長） 保育課とん田保育園園長の川合鈴子です。どうぞよろしく願いいたします。

○（古本園長） 保育課小泉保育園園長の古本美子です。どうぞよろしく願いいたします。

○（沼岡園長） 保育課高栄保育園園長の沼岡加代子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○（菅波園長） 保育課端野中央保育園園長の菅波喜代子です。どうぞよろしく願いいたします。

○（多田係長） 保育課端野子育て相談センター係長、多田良子です。どうぞよろしく願いいたします。

○（谷口部長） 引き続きまして、室長の所管いたします分掌事務、さらには各担当課並びに各主幹の分掌事務につきましてそれぞれ室長、課長、主幹より、また懸案事項等につきましては室長から説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

○（島田室長） 私が所掌しております事務につきまして、お手元の委員会資料に基づきご説明をさせていただきたいと存じます。

委員会資料4ページをお開き願いたいと思います。

保健福祉部次長職の事務分担でございます。下段の丸印となりますが、（1）から（7）まで7つの事務といたしまして子育て支援推進室子育て推進主幹の事務に関する事、端野自治区保育担当主幹の事務に関する事、常呂自治区保育担当主幹の事務に関する事、留辺蘂自治区保育担当主幹の事務に関する事、子ども支援課に関する事、保育課に関する事、調整室に関する事を所管いたしております。

以上でございます。

○（赤間課長） 委員会資料7ページをごらんください。子ども支援課の事務分掌でございますが、（1）の保育所を除きます児童福祉法による施設の入所に関する事から（7）の児童相談に関する事まででございます。

また、担当係長の分掌事務につきましては、資料12ページの庶務支援から相談担当並びに下段の子ども発達支援センターまででございます。

以上でございます。

○（佐藤主幹） 委員会資料6ページ中段をごらんください。子育て支援推進室主幹の事務分掌でございますが、（1）の子育て相談センター事業に関する事から（5）の保育園運営に関する事まで、端野自治区保育担当につきましては（1）の保育園入園、退園申し込みに関する事から（7）の認定こども園に関する事までとなっております。

以上でございます。

○（三樹課長） 委員会資料7ページ中段をごらんください。保育課の事務分掌でございますが、（1）の保育園の入退園に関する事から（9）の認定こども園に関する事まででございます。

また、担当係長の分掌事務につきましては、資料12ページの保育担当から子育て相談センター担当まででございます。

以上でございます。

○（表 主幹） 子育て支援推進室常呂自治区保育担当主幹です。委員会資料6ページをごらんくださ

い。子育て支援推進室主幹、常呂自治区保育担当の事務分掌でございますが、(1)の保育園の入園、退園申し込みに関することから(7)の認定こども園に関することまででございます。

以上でございます。

○(市川主幹) 委員会資料6ページ下段をごらんください。子育て支援推進室主幹、留辺蘂自治区保育担当の事務分掌でございますが、(1)の保育園の入園、退園申し込みに関することから(7)の認定こども園に関することまででございます。

以上でございます。

○(島田室長) 私から子ども支援課所管にかかわります課題等につきましてご報告させていただきます。

北見市子ども発達支援センターきらりの移転改築についてでございます。現在、平成21年度の債務負担事業で旧財務局施設の解体工事と基本実施設計を行ってございます。平成22年度分の建設工事につきましては、第2回定例会に補正予算を計上させていただき予定でございます。平成22年度中に完成、平成23年度に一部外構工事を行いまして、平成23年度に供用開始をする計画でございます。財源につきましては、地域の木材を利用することに対する補助金であります森林整備加速化・林業再生事業及び合併特例債を予定してございます。

続きまして、保育課所管の課題について1件ご報告申し上げたいと思います。市立保育園の施設整備についてでございます。平成19年3月に策定されました保育計画に基づき、老朽化の著しい施設や保育園の統合など急がれる施設を中心に整備をしていくこととしてございます。現在までに国の補助制度や社会福祉法人の能力を活用いたしまして、平成20年度に光西保育園を民営、移管いたしました。また、相内保育園につきましては豊田保育所と統合し、地域運営委員会方式による指定管理で平成21年度より公設民営にて運営をされてございます。今年度におきましては、財政面にも考慮しながら、保育計画に

基づいた施設整備について保護者の皆様や関係機関との協議を進める予定でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○(桜田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) なければ、以上で保健福祉部の所管事項を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時30分 再開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部からの報告2件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(谷口部長) それでは、続きまして報告事項についてでございますが、まず国の生活保護法に基づく基準変更に関する報告について、平成19年4月分扶助費から母子加算額の段階的削減措置の変更決定を行ってきたことに対しまして、同年12月に取り消しを求める生活保護変更決定取り消し請求訴訟が釧路地方裁判所に提起されまして、応訴対応につきましては当委員会にも報告をさせていただいてきているところでございますが、このたび本年4月に原告と厚生労働大臣との合意書調印を受けまして、原告から訴訟の取り下げがあり、訴訟事件が終了することになったところでございます。

次に、保健福祉部にかかわります合併事務事業項目の関係についてでございますが、次世代育成支援行動計画、後期計画については調整が整ったところでございます。また、同じく合併調整項目で当委員会に報告をし、ご承認をいただいております保育所、給食につきましては、本年4月より統一をいたしましてスタートするということになっております。

たが、4月から段階的に準備をスタートさせまして年内に完全統一をし、取り進めていくこととしたところでございますので、それぞれ詳細につきまして担当課長より委員会資料に基づきながら説明をいたさせますので、よろしく願いをいたします。

○(宇田川課長) それでは、恐れ入ります。委員会資料13ページをお開きいただき、資料全体としては17ページまで書いてございます生活保護変更決定取り消し請求訴訟結果についてご説明させていただきます。

この訴訟は、平成19年3月の国による生活保護基準の見直しに基づきまして当市が扶助費の変更を決定したことにより、原告から当市を被告として訴えの提起があったものでございます。

訴訟の概要につきましては、13ページ上段、実線の枠内に記載のとおりでございますが、裁判の取り扱いは釧路地方裁判所、原告は市内在住の母子家庭の母親、被告は北見市となっているところでございます。

次に、請求の趣旨でございますが、2つございまして、1つ、北見市長が原告に対して平成19年3月22日付でした生活保護法第25条第2項による保護変更決定を取り消す。2つとして、訴訟費用は被告の負担とするとの判決を求めるという内容になっております。

続きまして、同じく資料13ページ下段になります。2番目、事件の経過概要のうち公判の日程でございますが、資料14ページ下段から(7)として16ページに記載のとおり平成20年2月12日から平成22年3月23日まで計9回の口頭弁論が開かれ、内容はそれぞれ記載のとおりでございます。これら経過の中、母子加算そのものの復活という状況変化もあり、本年4月1日、厚生労働大臣と原告団との間で基本合意書が締結され、翌2日、訴えのすべての取り下げと4月16日の当市の同意により本事件は終了となったものでございます。

続きまして、資料17ページの3番となりまして、

訴訟代理人及び応訴対策経費についてでございますが、本事件の終了による報酬金について現在協議中であります。金額が確定次第、補正予算の計上を予定させていただいているところでございます。

以上で報告、説明を終わらせていただきます。

○(赤間課長) 私から合併調整にかかわりまして前回のご報告以降に協議を終了いたしました事務事業について、お手元の委員会資料に基づきご報告をさせていただきます。

資料20ページの事務事業調整一覧をごらんください。表の右側に所管常任委員会報告日の欄がありますが、その欄に丸印の記載があるものが今回ご報告をさせていただく事務事業項目でございます。

次に、資料21ページをごらんください。ナンバー53、次世代育成支援行動計画(後期計画)についてでございます。調整区分は合併後に再編でございます。調整方針は平成16年度中に計画を策定しなければならぬため、1市3町が連携をとりながら各市町の計画(前期)を策定する。後期計画は、新市で策定するため、合併後に再編するようになってございました。

次に、具体的調整状況でございますけれども、この計画は年々進む少子化や子育て支援などに対応するために平成15年に策定されました次世代育成支援対策推進法に基づく計画でございます。合併前の平成17年3月に策定いたしました前期計画が平成21年度をもって終了いたしますことから、平成22年度から26年度までの今後5年間の計画でございます。後期計画につきましては、各自治区の特性を生かしながら、子供たちを取り巻く環境の変化を踏まえ、前期計画の見直しを行いまして、合併後の統一した計画として本年3月に策定したところでございます。

なお、別冊として配付させていただきました後期計画書の策定に当たりましては、平成20年度に実施したニーズ調査をもとに北見市次世代育成支援行動計画推進協議会で協議を重ねまして、計画の素案を策定し、その後社会福祉審議会、議会、福祉民生常

任委員会での協議を得て策定したものでございます。

以上で私からの報告を終わらせていただきますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○（三樹課長） それでは、私から配付させていただいております委員会資料に基づきご説明をさせていただきます。

最終ページ、22ページをごらんください。昨年6月にご報告を申し上げ、ご承認をいただきました合併調整に係る保育所給食についての経過報告でございます。報告内容については、上の表、右側の具体的調整内容となります。認可保育園における賄ひ材料費の単価を統一する。全園献立の統一を図る。また、地域性を考慮し、各自治区の特徴ある献立を盛り込む。職員給食費単価は、平成18年度から統一した。へき地保育所においては、端野自治区で実施している給食は平成21年度で終了するという調整内容でございました。このうちアンダーラインの入っている認可保育園での全園献立の統一を図ることについて、調整後の経過報告といたしまして下段の矢印下の枠内のおり、4月より統一を図るとしておりましたが、献立の立て方やおやつの出し方など段階的に統一をし、子供たちへの影響が生じないよう取り進めることといたしましたので、ご報告いたします。

以上で私からの報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○（桜田委員長） 説明が了りました。

質疑のある方は発言願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で保健福祉部からの報告を了ります。

暫時休憩いたします。

午前11時39分 休 憩

午前11時40分 再 開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総合支所保健福祉課及び静楽園の所管事項を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（藤田総合支所長） どうもご苦労さまです。それでは、総合支所保健福祉課の所管事項に入ります前に、座席順に従いまして、3総合支所の保健福祉課及び静楽園職員の自己紹介をさせていただきます。

○（品田課長） おはようございます。端野総合支所保健福祉課長の品田篤志でございます。よろしくお願ひします。

○（森田課長） おはようございます。常呂総合支所保健福祉課長の森田雄次でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（伊藤課長） おはようございます。留辺蘂総合支所保健福祉課長の伊藤誠治でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（西田園長） おはようございます。留辺蘂総合支所静楽園園長、西田越です。よろしくお願ひいたします。

○（上銘係長） 端野総合支所保健福祉課地域福祉担当係長の上銘妙子でございます。よろしくお願ひいたします。

○（村中係長） 端野総合支所保健福祉課国保医療担当係長、村中広美です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（沼岡係長） 端野総合支所保健福祉課健康推進担当係長の沼岡寿恵でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（佐々木係長） 常呂総合支所保健福祉課社会福祉担当係長の佐々木政敏でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（工藤係長） 常呂総合支所保健福祉課国保・介護担当係長の工藤豊です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（川南係長） 常呂総合支所保健福祉課健康推進担当係長の川南春美でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(近井係長) 留辺薬総合支所保健福祉課地域福祉担当係長の近井浩幸です。よろしくお願いします。

○(会津係長) 同じく留辺薬総合支所保健福祉課健康推進担当係長の会津喜久江です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(内山係長) 同じく留辺薬総合支所静楽園業務担当係長、内山一文でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(堀内総合支所長) それでは、補足説明をさせていただきます前に、留辺薬総合支所保健福祉課国保医療担当係長の皆川毅につきましては、公務の都合により欠席をしておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上でございます。

○(藤田総合支所長) それでは、端野総合支所保健福祉課の組織機構及び所管いたします分掌事務につきまして保健福祉課長よりご説明させていただきますので、よろしくお願いします。

○(品田課長) それでは、委員会資料に基づき端野総合支所保健福祉課の組織機構及び分掌事務につきましてご説明させていただきます。

委員会資料1ページをお開きください。ここには、端野総合支所組織機構図を記載させておりますが、保健福祉課は課長職1名、係長職3名、課員5名の計9名体制でございます。

次に、委員会資料4ページから5ページでございますけれども、ここには保健福祉課の分掌事務を記載してございますが、(1)、戦傷病者及び遺家族等に関することから(39)、その他保健福祉に関するところでございます。また、個別事項といたしましてデイサービスセンターに関するところでございます。

次に、委員会資料6ページから7ページでは、事務分掌を担当ごとに記載しており、保健福祉課では地域福祉担当、国保医療担当、健康推進担当の3係で合計39項目にわたる事務を所管してございます。

端野総合支所保健福祉課の組織機構及び分掌事務の概要は以上のとおりでございます。よろしくお願

ひいたします。

○(白石総合支所長) 続きまして、常呂総合支所保健福祉課の組織機構及び所管をいたします分掌事務につきまして保健福祉課長よりご説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○(森田課長) それでは、委員会資料に基づきまして常呂総合支所保健福祉課の組織機構及び分掌事務につきましてご説明させていただきます。

委員会資料1ページをお開きください。ここには、常呂総合支所組織機構図を記載させていただいておりますが、保健福祉課は課長職1名、係長職3名、課員4名の計8名体制でございます。

次に、委員会資料4ページから5ページに保健福祉課の分掌事務を記載してございますが、保健福祉課の分掌事務につきましては(1)、戦傷病者及び遺家族等に関することから(39)、その他保健福祉に関するところでございます。また、個別事項といたしまして5ページの(1)、高齢者福祉住宅に関することから(4)、北見市医師、看護師等修学資金貸し付けに関するところなどでございます。

次に、委員会資料6ページから7ページには、分掌事務を担当ごとに記載しております。保健福祉課は、社会福祉担当、国保・介護担当、健康推進担当の3係で、合計43項目にわたる事務を所管しております。常呂総合支所保健福祉課の組織機構及び分掌事務の概要は以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○(堀内総合支所長) 続きまして、留辺薬総合支所保健福祉課及び静楽園の組織機構及び所管をいたします分掌事務につきましてそれぞれ保健福祉課長、静楽園園長からご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○(伊藤課長) それでは、私から留辺薬総合支所保健福祉課の組織機構及び分掌事務につきましてご説明させていただきます。

留辺薬総合支所の委員会資料1ページに組織機構を記載してございますが、留辺薬総合支所保健福祉

課は課長職1名、係長職3名、課員が7名の計11名体制でございます。

次に、委員会資料4ページから5ページに保健福祉課の分掌事務を載せてございますが、(1)、戦傷病者及び遺家族等に関する事など、3総合支所保健福祉課の共通事項であります39項目と留辺蘂総合支所の個別事項であります(1)、ノーマライゼーション事業推進に関する事など4項目の合わせて43項目となっております。

次に、6ページから7ページには保健福祉課の地域福祉、国保医療、健康推進の各担当別事務を記載してございます。

留辺蘂総合支所保健福祉課の組織機構及び分掌事務の概要は以上でございます。よろしくお願いたします。

○(西田園長) 続きまして、留辺蘂総合支所静楽園の所管にかかわります組織機構及び事務分掌について説明させていただきます。

初めに、委員会資料1ページの組織機構図に基づいて説明いたします。静楽園につきましては、課長職1名、係長職1名、課員7名、計9名の体制でございます。

次に、委員会資料8ページの事務分掌でございますが、静楽園及び留辺蘂ふれあいセンターにつきましては、静楽園の基本的計画及び事務計画に関する事を初め、合わせて21項目となっております。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○(桜田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) なければ、以上で総合支所保健福祉課及び静楽園の所管事項を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午前11時52分 再開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域医療対策室の所管事項を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(五十嵐室長) おはようございます。地域医療対策室の所管事項をご説明させていただく前に、順次自己紹介をさせていただきたいと存じます。

地域医療対策室長の五十嵐俊啓でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○(谷口参与) 参与の谷口清でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○(藤澤次長) 次長の藤澤和弘でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○(穴田主幹) 主幹の穴田徹です。どうぞよろしくお願いたします。

○(津幡主幹) 主幹の津幡嘉昭でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○(石崎係長) 担当係長の石崎智でございます。よろしくお願いたします。

○(五十嵐室長) それでは、私から地域医療対策室の所管する事項につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

提出しております資料1ページをお開きください。地域医療対策室は、昨年6月1日に設置され、北見市の地域医療体制の確立と地域医療に対する関係機関との協議に関する事項を所掌事務としてございます。組織機構といたしましては、室長1名、参与1名、次長1名、主幹2名、係長1名の6名の職員体制でございますが、このうち保健福祉部との連携を図ることといたしまして、参与に保健福祉部長が兼務していただき、室長には保健福祉部の次長が兼務、主幹の1名が健康推進課長との兼務ということになってございます。

次に、事務分掌につきましては、地域医療体制の確立に関する事項及び地域医療に対する関係機関との協議に関する事項の2点でございます。内容とい

たしましては、まず（１）の地域医療体制の確立に関する事項では救急医療体制の構築に関する事、北見市医療問題協議会に関する事、医師の招聘に関する事、住民啓発に関する事、北見赤十字病院の改築・支援に関する事となっております。

あと、２番目の地域医療に対する関係機関との協議に関する事項では、医師会など医療関係機関との協議に関する事、北海道や網走支庁管内総合開発期成会との協議に関する事、３つ目にオホーツク圏広域医療対策協議会に関する事となっております。

また、地域医療対策室の懸案事項の主なものとして２点ご説明させていただきたいと思っております。まず、１点目でございますが、北見赤十字病院の改築支援についてでございます。北見赤十字病院では、平成26年度当初の新病院開院を目指し改築事務を進めておまして、平成22年度から平成23年度で基本実施設計、平成24年度から平成25年度にかけ本体工事を行うスケジュールとなっております。北見市といたしましては、北見赤十字病院が救命救急センターを初め総合周産期母子医療センター、小児救急医療支援病院、地域がん診療拠点病院などの多くの機能を持っていること、オホーツク圏域の地方センター病院として極めて重要な役回りを担っていただいております、北見市民はもとよりオホーツク圏域の住民の生命と健康を守るという重要な基幹病院であるとの認識から、早期実現に向け支援してまいりたいと考えております。

２点目でございますが、夜間急病センターについてでございます。平成20年５月に北見赤十字病院から同年３月に内科医師が退職した主たる要因が過重労働による医師の疲弊であったことから、救急医療体制の見直しについて市に要望があり、市では北見市医療問題協議会を設置し、ご協議をお願いし、昨年６月に同協議会から提言をいただいたところでございます。この提言の中で夜間急病センターについては、北見赤十字病院以外の市内の中心部に設置し、

第三セクターの運営で専任の医療スタッフを採用し、平成22年度に開院を目指すこととされてございました。昨年度においては、夜間急病センターの設置場所の決定や医師等への確保に至らなかったこともあり、今年度においては暫定的に北見赤十字病院に引き続き業務委託をしているところでございますが、医師の疲弊の解消や市民が安心して医療にかかれる環境を整備するため、早急に夜間急病センターの整備を図ってまいりたいと考えております。

以上、地域医療対策室の主な懸案事項２点について説明させていただきましたが、これら懸案事項については今後当常任委員会の開催をお願いして、ご審議をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で地域医療対策室の所管事項を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午前11時58分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前11時59分 閉議
